

元號「平成」攷

戸川芳郎

元號は、中國の君主制の政體のもとに生まれた、皇帝の時空統治權を象徴する稱號である。
西漢公羊學にその端的な説明がみえる。

「元年」者何。君之始年也。¹（隱元年、公羊傳）

そして、この「元年」に冠して祥瑞の稱號を加えて「年號」としたのは、この公羊春秋の勃興と時をおなじくした、漢の武帝期にあたる。²公羊春秋が唱道した「大一統」つまりなによりも皇帝權力の集中統一を重大視する思想の、一つの國制化のあらわれである。以後、東アジアに興起した國家の、正統と僭偽をとわず、およそ君主制を奉ずるかぎりの政權は、この年號を制定した。³

君主の御代でもない本邦において、四十數年まえに、大同・康徳の滿洲國、傀儡偽滿が消滅し、主權在民の憲法を得たのちのちまでも「年號」を使用しつづけたこと、そしていまや「改元」の期を迎えた、ということ。そのための、自分の専攻した中國學からみた重大な關心事を、自分の關與した部分をふくめ、記録にとどめておく必要を感じた。ただし、當時一九八八年（昭和六十二年）秋らしいの昭和天皇の病狀やその死去にいたる情報などは、比較的身近かに得られたが、筆者は「改元」のもつ政治的社會的な意味の大きさのほうに心を寄せてきた。

以下、當時、起稿し、筆者が北京日本學研究センターの主任教授として、中國・北京外國語學院に赴任している間（一九八九・九一九九一・三）、いったん一般の目に觸れるかたちで送稿し發表したものであるが、いまそれに補注を加え、本文に補訂をほどこして登載することとした。日本學・中國學の專家の惠鑒に、はじめて提供されるものであろう。一九九六丙子歲暮。

一 政府「通知」

日本政府は、新しい年號を定めると、關係各省廳を通じて、その使用を要請した。

文部省では、昭和六十四年一月七日付の、初等中等教育局長に高等教育局長を併記した兩局長名義で、各國立學校長・各公私立大學長・放送大學長・各公私立高等專門學校長・各都道府縣教育委員會・各都道府縣知事あて、「元號の制定について（通知）」の文章を發した。その文面は、

別添のとおり、昭和六十四年一月七日政令第一號により元號が制定されましたので、周知方よろしく願います。

なお、都道府縣教育委員會にあつては、その所管の學校及び管下の教育委員會に對して、都道府縣知事及び國立大學長にあつては、その管下の學校に對し、指導方よろしくご配慮願います。

◎ 參考

1 昭和六十四年内閣告示第六號

2 内閣總理大臣談話

と。ちなみに、國立學校の一種であり國立大學の一つである東京大學では、これを受けて平成元年一月九日付、事務局長の名義で、庶務部庶務課から各部局長あてに、「元號の制定について（通知）」と標記して「このことについて、文部省初等中等教育局長及び同高等教育局長から別添（寫）のとおり通知がありましたので、お知らせします。」との通知があつた。別添（寫）とは、上掲の文書とそれに添えた「別添」「參考」の三種の資料とであつた。

「別添」の、昭和六十四年一月七日に公布された政令第一號は、

元號を改める政令

内閣は、元號法（昭和五十四年法律第四十三號）第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
元號を平成に改める。

附則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

と。「参考 一」の、昭和六十四年内閣告示第六號とは、

元號を改める政令（昭和六十四年政令第一號）の規定により定められた元號の読み方は、次のとおりである。

平成

昭和六十四年一月七日

内閣總理大臣 竹下 登

と。この、政令と内閣告示とは、官報（昭和六十四年一月七日・土曜日）號外特第三號に掲載されている。

そして「参考 二」の、内閣總理大臣談話のほうは、談話とはいえ、一月七日午後の、内閣官房長官が、さきの政令と内閣告示を發表したおり、あわせて讀みあげた内容であって、年號改定についての政府の意志を示すものであり、文書のかたちをとって配布されたものである。昭和六十四年一月七日付の「新しい元號「平成」について」の標題をも附している。

本日、元號を改める政令が閣議決定され、本日中に公布される豫定であります。

この政令は、令般の皇位の繼承に伴い、元號法の規定に基づいて新しい元號を定めたものであります。

新しい元號は「平成」であります。これは、史記の五帝本紀及び書經の大禹謨中の「内平かに外成る（史記）」

地平かに天成る（書經）」という文言の中から引用したものであります。この「平成」には、國の内外にも天地にも平和が達成されるという意味がこめられており、これからの新しい時代の元號とするに最もふさわしいものであると思います。

この新しい元號は、事情の許す限り速やかに改元を行うという元號法の趣旨、國民生活の便宜等諸般の事情を考慮して、公布の日の翌日である一月八日以降について用いられることとなっております。新しい元號の使用につきまして國民各位の御理解と御協力をお願いする次第であります。

元號は、千三百年餘の歴史を有しております。單に年を表示する手段としてだけではなく、長い歴史の中で日本人の心情に溶け込み、日本國民の心理的一體感の支えにもなっております。この新しい元號も、廣く國民に受け入れられ、日本人の生活の中に深く根ざしていくことを心から願っている次第であります。

政府は、これを全國のありとあらゆる教育機關あてに「通知」として出したのだが、そのねらいは、そこに通學するすべての學生・生徒・兒童に年號「平成」の使用とその普及を期待したのである。これは、事務次官名で文部省管下すべての機關の長にあてた「崩御に際しての弔意奉表」（昭六四・一・七）「大喪の禮當日における弔意奉表」（平元・二・一五）や高等教育局長名だけの各國公立私立大學長あての「學内における秩序維持の徹底について」（昭八四・一・七）やの、諸通知とは、その目的を異にしているのである。

次官通達ではなく、兩所管局長の「通知」のかたちをとった意味は、新元號の制定されたことを「周知」徹底するための、一見さりげない「通知」通達ではあるが、なお書きのほうに、「管下の學校に對し、指導方」を指示し要請したものと読みとれる。改元の事實の「周知」を「學校」に「指導」することとは、この場合、常識では、改元の事實とその新元號の使用をふくめての、「周知」を「指導」することを意味しよう。要するに、文教機關を通しての、

新元號の使用を國民の子女あてに「指導」するよう要請した、と考えて、政府の意圖を曲解したことにはならないだろう。⁵

二 「天平地成」

ここで、このたびの事情について感じたことを、請われるままに書きとどめておこう。ただし、いささか文献考證ふうになるのは、習性⁵と成った物書きとして、お諒しいただきたい。

まず、「平成」と聞いて、なぜか「天平」の年號が頭にうかんだ。さきの出典「地平天成」とは順序を逆にする「天平地成」という語があったはずだ、それに読み方が「天平」がテン・ビョオなら（山田孝雄『年號讀方考證稿』）、いっそ「平成」はビョオ・ジョオでもわるくない、平等のビョオ成就のジョオだ、現代漢語の字音 pínchéng も耳ざわりなく可なりなものだ、二三云。

ところが、天平の「天平地成」のほうは、早合點したらしい。森鷗外の「元號考」によると、わが天平という年號（七一九―七四八）は、『續日本紀』卷十、聖武・神龜六年己巳、六月己卯（二十日）に、左京職（藤原麻呂ら）から、その甲羅に「天王貴平知百年」と讀める文様のあるカメ一頭（負圖龜、長さ五・三寸、闊さ四・五寸）を献上した記事がみえ、その嘉瑞の介物の出現を慶祝して「御世ノ年號」を改めることとなった、と（神龜六年八月癸亥五日、宣命）。その當時の政治には、鳳鳥や雉鹿に龜類をとりまぜて、かかる瑞象をよろこんで改元に活用したものらしい。めだたいカメの出現で改元した例としては、左のとおり。

○靈龜（七一五） 和銅八年八月丁丑（二十八日）左京人（高田首久比麻呂）獻龜（頸・背・脚・腹などにそれぞれ瑞文があった）。

○神龜(七二四) 養老七年十月癸卯(十一日) 兩眼の赤い白龜、獻上。

○天平(七二九) 〔從省略〕

○寶龜(七七〇) 神護景雲四年八月五日、肥後葦北(日奉部廣主賣) 獻白龜。同、八月十七日、肥後益城(山稻主)

獻白龜。

○嘉祥(八四八) 承和十五年六月、豐後大分、獻白龜。

○仁壽(八五一) 嘉祥三年中、白龜・甘露の出現。

ただ、圖讖を龜甲にえがいたカメをとりあげたのは、「天平」のほかになさそうである。そして、改元にあたっては、漸次、大江・菅原など博士家による陰陽災異の諸説を勘申する方向へ移行するのだが、ほぼ遣唐使を廢する以前の二〇〇年は、かかる具象の祥瑞を改元の徵證としたものようだ。ちなみに、當歲(一九八九)は天平元年から一二六〇年後の己巳の歲にあたる。

さて、龜甲の圖文「天王貴平知百年(てんのうハ貴平ニシテ、百年ニワタリ知ロシメタマワン)の「貴平」は尊貴にして平安の意、であろうか。いずれにしろ「天平地成」とは關係なさそうに思われる。

しかしながら、「天平」なる漢語は四字句「天地ノ平□」の縮約したことば、と考えるおかしくない。たとえ經書の出典が「地平天成」だと確認されたとしても、「天地」陰陽——宇宙自然と人間社會の汎稱としての「天地」、その天下泰平の意としての「天平地成」があつて、いいではないか。ただし、「平成」の意味については、ここではまだ考論しないこととする。

「天平地成」について、見ておこう。

西漢、孔安國の「序」とその孫の孔衍の「上書」を附した『孔子家語』^{けご}は、南宋の王柏（一一九七—一二七四）が疑っている、本文もこれらの序も上書もことごとく、三國、曹魏の、王肅（一九五—二五六）の偽作となってしまったが、それでも書經・大禹謨篇の「偽古文尚書」よりは、やや溯る時期の成書である。その『家語』五帝德篇二十三には、唐堯を繼いだ虞舜の德業を述べて、

睿明智通、爲天下帝。命二十二臣、率堯舊職、恭己而已。天平地成、巡狩四海、五載一始。三十年在位、嗣帝五十載。

とある。そして、この五帝德篇は、じつは西漢、元帝期の學官、戴德の編述にかかるとされている『大戴禮記』^{だたい}の、これはほぼ東漢初期の編成とおぼしいその五帝德篇六十二を、篇名までも同一にして『家語』にそのまま移し替えた内容のものである。だが、この『大戴禮』のほうには、あいにく「天平地成」の語は、見あたらない。孔門の宰我が、帝舜の德業を孔夫子からじかに窺う答問形式は、兩「五帝德」篇ともに変わらないが、『大戴禮』では「舜之少也、惡頓勞苦。二十以孝聞乎天下。三十在位、嗣帝所、五十乃死、…」とあるだけである。「天地の平成なる」の意味は、あとまわしにして、この文句が魏晉期の前後から見えてくるのは、興味あることである。

漢魏の交から隋唐期の李德林らに及ぶところの、南北朝期の名望に、趙郡の李氏というのがある（『北史』二十三）。そのなかに、拓跋魏に仕えた李憲（四七〇—五二七）の息、李騫（字、希義）が「釋情賦」というのを本傳にとどめている（『魏書』三十六）。魏收（五〇六—五七二）の親友であった彼の賦は、「單闕之年、無將之月（卯どしの九月、正光四年癸卯・五三三）」にはじまる序文を冠した、北魏・孝明帝（元詡）の正光年間の作と考えてよろしいが、その中に、

有一匡以作相、或十亂而爲楨。各秉文而經武、故天平而地成。

とある。宇宙自然と國家社會の「平成」なるさまを謳っているのである。

一方、南朝の徐陵（五〇七―五八三）は、李騫・魏收らとまったく同世代であるが、帝位に即くことを蕭繹（梁、元帝）に勧めた上表が、彼の「勸進梁元帝表」として残っている（『梁書』元帝紀、大寶三年壬申（大清六年・五五二）八月）。それにも「天地」の「平成」が見えている。

其文昭武穆、附萼也如彼。天平地成、功業也如此。（『文苑英華』六〇〇にも）

「附萼」は、花冠の萼片^{うてな}、兄弟の親和をいう。東西南北、玄菟も白狼も、高柳も扶桑（わが日本列島）も、すでに朝貢し來賓している、と述べて、上の文章へとつづく。

ちなみに「天平」の年號は、北魏から分かれた東魏の孝靜帝（元善見）の元號（五三四―五三七）でもあった。

（以上、『UP』二〇三、一九八九・九）

三 天長節・天平地成節

「天平地成」の語は、隋唐期の成語として、その意味は明瞭であった。漢語の四字句の、いわゆる互文であって、「天地」が「平成」であることであって、べつに不自然な語構成^{くごう}ではない。この場合、「天地」宇宙が一まとまりの語であるように、「平成」も連文の一語であって、「平」がタイラゲならば「成」もタイラゲなる意の、同義の一かたまりである。

さて、ややくだって、中國では皇帝の誕辰を祝賀する節日を設けることが行われた。唐の玄宗の「天長節」がそれである。

『封氏聞見記』（唐徳宗期、封演）によると梁の元帝（蕭繹）や唐の太宗（李世民）、中宗（李顯）、の誕彌のこと、つ

まり誕生日の、故事を載せている（卷四、降誕）。玄宗（明皇、李隆基）の誕辰（八月五日）を節日として千秋節と呼んだこと（開元十七年己巳一わが天平元年・七二九）、のちこれを天長節と改稱したこと（天寶七載・七四八）、これは『舊唐書』玄宗紀によってその年月をたしかめることができる。唐・鄭處誨『明皇雜錄』にも（『揮麈前錄』卷一・一引）。

そして、つぎの皇帝、肅宗（李亨）（七五六―七六二、在位）もまた、降誕日を「天平地成節」と稱した。これは、さきの『封氏』書に見えている「肅宗、因前事（玄宗節日）、以降誕日、爲天平地成節。」（降誕）がそれである。この事實を伝える史料に、『唐會要』がある。唐の蘇冕と楊紹復らの「會要」正續を、宋初の王溥が集成した（建隆二・九六一成）ものであるが、その卷二十九「節日」に、

乾元元年（七五八）九月三日、上降誕日、宜爲天平地成節、休假三日。……永泰元年（代宗、七六五）、太常博士獨孤及上表、曰「……故玄宗生日、命曰「天長節」、肅宗生日、命曰「天平地成節」、並以飲食宴樂、布慶萬方、……」。表奏、不報。

とある。ここに録載される獨孤及（七二五―七七七）の上表は、さいわい及の死去の直後に編纂された『毘陵集』に「請降誕日置天興節表」として収める（卷四）。在位六年の肅宗に代わった代宗（李豫）のための降誕の節日に「天興節」を置くことを要請したものである。

臣聞、天有春夏秋冬夏之氣、時也。時有分至啓閉之候、節也。……況歷運光啓、聖人降生。固宜紀載震之辰、與八節同號。故玄宗生日、命曰「天長節」、肅宗生日、命曰「天平地成節」。……願以十月十三日、爲「天興節」、……悉如開元・乾元故事、上以殷薦、崇先天不違之德、下以布澤、錫萬代無疆之休、……（『全唐文』三八四にも）

獨孤及は、天子の載震（誕生）の節日も天時の氣節とひとしい稱號にすべし、として「天」字の嘉名をえらんだのである。したがって、肅宗の天平地成節は、「地平天成」の改訂バイジョンなどではなく、名づけられた頭初から「天長地久」の

天長節とならんで、天、平地成節であったはずである。王應麟の『玉海』七十四「禮儀」上壽には、獻酬して皇帝の誕辰を奉賀する漢代いろいろの例を挙げており、「唐千秋節上節 延英上壽」の項のもとに唐朝「實錄」を引き、誕節の名稱をも列挙している。千秋節、天長節につづけて、

肅宗、天成地平節 九月三日／代宗、天興節 十月十三日／德・憲、不置名／順宗、聖壽節 正月十二日

とあって、文宗（慶成節）、武宗（慶陽節）と順次、昭宗（嘉會節）、哀帝（乾和節）に及んでいる。さらにその後につづけて張説の詩句（杜甫「千秋節有感」詩句も）と獨孤及のさきの上表文と、于邵の降誕頌などを引擧するが、及の「表置天興節、曰、紀載震之辰、與八節同號」下には、夾注があつて、

玄宗、天長。肅宗、天、平地成。上壽作樂、悉如開元故事。 又有……。

とある。王應麟（一一二二—一一九六）は、『毘陵集』所收の及の表文の趣意を忠實に傳えているのである。

しかるに、「肅宗實錄」を轉載したとみられるこの『玉海』の前半部分には、「肅宗、天成地平節」の語がみえる。

これは、どうしてであろうか。『冊府元龜』卷二、帝王部「誕聖」には、上元二年（七六一）九月の「天成地平節」の事がらと、玄宗の千秋節と肅宗の「天成地平節」のとき以來「竝假一日」を施行している事實とを記していて、どうやら「肅宗實錄」がある時期からこのように「天成」と轉寫してきたのであろうか、それとも元來「天成地平」の節號だったのか。ちなみに、乾元二年（七五九）の節日は「帝降誕日」としてのみ記し（卷二、卷八〇「慶賜」、卷一一〇「宴享」、嘉名を留めない。

北宋末の王讜の『唐語林』は、唐代の典章故實を記して史料價値の高いものとされるが、はじめに挙げた『封氏聞見記』の記事をも掲載していながら、1016「肅宗因之、誕日爲地平天成節。代宗雖不爲節、猶受四方進獻。」（周勛初「校證」本）とある。卷八「補遺」。天長節の稱謂が「天長地久」の句、すなわち李唐の尊崇する『老子道德經』第七章

に出ることは、周知の事からであるが、「天平地成」の典實をも外典の經書に求めて、一舉に更改してしまったのか。唐代中期の經書意識をみだりに推斷して「天一地一」の文字を「地一天一」に逆序させてまでして、古代帝王の土木治水事業に限定させるような典據（『尚書』大禹謨）をいつごろから求めるようになったのだろうか。

やはり、ここは六朝以來の、宇宙自然と人間世界の平安を表現したと思われる「天地ノ平成」なる表現のほうが、誕節の嘉名としてはふさわしい。池田溫氏の「天長節管見」一九八七は、その點についても穩當な所論と考えられる。つまり、「天地」と「地天」の語序を見るばあい、「天地」のほうが漢語としてきわめて自然であり、小論もその前提に立って「天平地成」の句にこだわってきたのである。「地天」の表現が、明らかに特殊な典故を有することが、はじめから豫想されたからである。たとえ宋代の雜記のたぐい、『揮麈前錄』卷一・一（王明清「一一二七」）や『石林燕語』卷四（葉夢得「一〇七七—一四八」）や『雲麓漫鈔』（趙彥衛、開禧二年「一二〇六」序）などには、「地平天成」に作るものが散見しているとしても、またそうであるのだが、宋代の經書意識のもとで「地平天成」に改寫したものと考えるほうが、妥當であろう。

なお天平地成は、隋の薛道衡（五四〇—六一六）の、先朝の文帝（楊堅）を稱頌した文章にも見えることを加えておこう。かの「高祖文皇帝頌」（『隋書』五十二、本傳）に、

公卿庶尹、遐邇岳牧、僉以天平地成、千載之嘉會、登封降禪、百王之盛典。（『文苑英華』七七二にも）

と。ただし、この一文のためにかえて道衡は、煬帝（楊廣）に引決させられたのである。大業己巳（六〇九）の歲に當たる。

四 「天成地平」

皇帝誕辰の嘉節については、顧炎武（一六一三—一六八二）『日知錄』卷十四「聖節」（原抄本卷十八）に詳しい。肅宗のくだけは、

上元二年九月甲申、天成地平節（史不書置節年月）、上於三殿置道場、以宮人爲佛菩薩、力士爲金剛神王。召大臣膜拜圍繞。

とあって、兩『唐書』に闕文の史實を『冊府元龜』卷二と『資治通鑑』二三三・肅宗上元二年（七六一）とから補填している。兩史料とも、さきの『玉海』所引「實錄」とおなじく「天成地平節」であって「天平地成節」ではない。

前節三の冒頭にメモしたごとく、漢語の動詞「平成」は連文であって、古來「平は、成なり」「成は、平なり」の互訓の關係をもつ。宇宙・人間の「天地」のその「平成」なる状態をば、「天成地平」と表現して何らさしつかえない。ただ、このばあい「平成」と「成平」とが、いまだ語序を一つに固定してないのでない状態が、漢語史料のうえで確かめられることが望ましい。

さればこそ、唐初の碑文には注目すべきものがある。李唐初代の皇帝、高祖（李淵）の天下平定のさまを述べた神道碑に、

自太王基命、成康隆玉版之圖。高帝受終、文武盛金刀之業。家給人足、天成地平、猶勞水旱之餘、尙想京坻之積と。初唐四傑の一、楊炯（六五〇—）の「唐上騎都尉高君神道碑」すなわち高則（六〇一—六七六）のための墓碁の建碑用の銘文である。『楊盈川集』卷八。天下國家は、家ごと人ごとに「給足」し、治安秩序も「成平」状態になった、の意。これになお一例を加えるとすれば、わが正倉院に傳存する獻納品目録「東大寺獻物帳」に目を通すことがふさ

わしい。

「獻物帳」五種の筆頭、「國家珍寶帳」の、皇太后（光明子）の「願文」中に見える文句が、それである。

又願、今帝陛下（孝謙女帝）壽同法界、福類虚空、劫石盡而不盡、海水竭而無竭。身心永泰、動息常安。復乃天成地平、時康俗阜。萬姓奉无爲之化、百工遵有道之風。十方三界、六道四生、同霑此福、咸登妙果。

聖武太上天皇が天平勝寶八歳（七五六）五月二日に崩御ののち、七七忌にあたる六月二十一日、光明皇太后（安宿媛、今帝母）が先帝の遺愛を勅願寺たる東大寺の本尊、盧舍那佛（大佛）にたいして多量にわたって喜捨した。右は、その獻納品目に冠した光明子の發願文の、末尾の一節である。かの藤原仲麻呂（惠美押勝）（一七六四）が起草者に擬せられるようであるが、よく調った四六文をものしている。佛道兩教の縁語をちりばめての、現女帝の「壽福」と「身心・動息」の泰安を祈願し、あわせて「天地の成平」「時俗の康阜」をもとめて、萬姓・百工が佛道の教化に浴さんことを庶幾しているのである。

肅宗の誕節名が獨孤及の表文から「地―天―」ではありえず「天―地―」でなくてはならぬことが推定できたが、「平成」「成平」のほうは却っていずれにても許容されることが判明した。となると、「平成」なる語は、隋唐期には單獨で存在する可能性は低い。事實、これと類義の「清平」のように「天清地平」から「海内清平」へと文獻例を遡及してゆくようなわけにいかないのだ。「平成」は、ただ訓詁のなかでのみ證明される、遠古に由來することばであった。

さて、「天成地平」の早い例として、二つを加える。佛教の宣教集成、道宣（五九六―六六七）の『廣弘明集』法義（卷二十二）に收載する梁・簡文帝（蕭綱（一五五―一五五））の「玄圃園講頌」に、見えるのが一つ。

知惠之光、猶初日照。忍辱之力、如明月珠。天成地平、遐肅邇穆。澤漏無底、化行靡外。（『文苑英華』七七二にも）

佛講の頌文に、「天地の成平、遐邇（遠近・内外）の肅穆^{おだやか}」を説く眞意は、十分理解しかねるが、隋唐の佛道兩教の盛行にかんがみて、さきの唐・肅宗の節日は「天成地平」節が本来の名稱であったのかも知れぬ。わが「國家珍寶帳」の、そもそも大佛への願文であることにおいてをや、だ。博雅の示教を俟つものである。

他の一例は、ずっと古く『漢書』藝文志の、雜家者流（諸子略）に屬する『尸子』とよばれる書物に、それがみえる。

治天下之要、在於正名。正名去僞、事成若化。苟解正名、天成地平。（發蒙篇、『群書治要』尸子より）

これなどは、秦の商鞅（「前三三八」）の老師、尸佼^{しこう}のものという、この法家流の「正名」説と、天地の「成平」とがどのように關係するのか、不明であつて、この文献自體の素性とともに、なぜこの句がここに出現するのか、疑問のままに残しておくよりほかはない。あるいは、のちの第五節に論ずる獄訟の裁定に關係のある用語例なのかどうか、も分明でない。

しかしながら、「天地ノ□□」を「天□地□」とする語法は、「天長地久」（「老子」）「天崩地圻」（「趙策三」13）のごとく、また次節で述べるように、秦漢期にはすでに見えるようで、通時的にみて疑問だというわけではない。かくして、この語構成は、「地平天成」の逆序させたものと考えする必要はないのである。

（以上、『UP』二〇四、一九八九・一〇）

五 「平成」はタイラギ

前節四のおわり近くで、「平成」「成平」の語が、漢魏期以後も未成立であるむねを述べてきた。少少わずらわしいが、遠古の例を引き出すこととしよう。

まず、「平成」の平は、平定・平治・和平の意味で用いられた。最も早期の訓詁を伝えるものとしては、西漢初期の傳經、すなわち「傳記・傳説」のたぐいが挙げられる。經書への解説群である「易」十翼（象傳・象傳・繫辭傳など）や「春秋」三傳、「毛詩」故訓傳などが、それである。いま、「春秋三傳」にみえる夥しい數にのぼる「平」「成」の語彙のうちから、一、二摘出して、その語義を把えておこう。

「春秋」隱公六年（前七一七）の記事（經文）に、「春、鄭人來、渝（輸）平。」とある。三傳は、「渝平」（公羊・穀梁兩傳の經文は「輸平」）にねらいをしぼって、それぞれに「更成也」（左氏傳）、「輸平、猶墮成也」（公羊傳）、「輸者、墮也。平之爲言、以道成也」（穀梁傳）と、解説している。

『左氏傳』は、渝を變易の意（杜預注）にとつて、從來の（鄭國との）敵對關係を「更メテ成グ」つまり和平關係に変更した、「渝平」をさきの怨みを改心して鄭と和好をおさめたのだ、と説明した。『公羊傳』は、輸をなぞらえて墮壞の意とし、「輸平」を「猶墮成—猶ば成ギヲ墮ルようなもの」と解した。二年前にわが魯は諸侯と出師して鄭國を征伐し、そしていったん鄭と和「平」した。この事實に對して、そもそも「春秋の大義」治政理念に照らせば、「墮成」つまり平成を敗壞しているのだ、と。なぜならば、じつはこのたびの狐壤の戦いで、わが隱公は鄭の捕虜となつた（左傳では、公の公子のころ、とする（隱十一年傳））。鄭は諸侯を擅獲する罪を犯し、他方わが最大の國辱の難にあつても魯侯は死せず國交も斷とうとしない。ここに微言して「輸平」としたのは、實は鄭も魯もともども貶譏さるべきを示し、「末有成」すなわち眞の和議を結んだ平成状態では末い（末、無也。何休注）のだ、と論斷している。「末有成」も『傳』文。いわゆる春秋の筆法をとる。

『穀梁傳』は、公羊と同じく「輸平」を和「平」ヲ輸ル」と讀み、その「平」狀況を「以道成—道ヲ以テ成グ」道義的狀態として保たれる高次の和平と解する。とくに西漢後期の訓詁型式（A之爲言、B也）を用いて、「平—成・Djeng:

「zieng」の音義両面を共有することばとしてその取意を確かめる。疊韻語である。この場合の「平」とは、「和而不盟」（范甯注引、杜預説）つまり盟誓を交わさずとも保ちうる平成であって、「誥誓・盟詛」を誓約してわずかに維持しうるような低次の和平状態ではない（隱八年傳）、と。『傳』はつづけて「來輸平者、不果成也」鄭が二年前の魯の攻伐を怨んで、魯國と斷絶にやってきて、かつての尊かるべき高次の和平を壊毀して、いまやあの平成状態たいらぎではなくなつた、と。魯の過去の侵略を責める意を背後にこめた一種の歎きである。

以上の「傳」解は、單なる語釋のための訓詁ではないことは明らかだが、三傳ともに「平」を「成」に換言して、和平状態にまとめる・おさまる、を表現した點では共通している。ことに穀梁では、宣公四年「公及齊侯、平莒及邾」、宣公十五年「宋人及楚人平」、昭公七年「暨齊平」の『春秋』經文にたいして、一貫して「平者、成也」の『傳』解を加えているのも、「以道成」道義的な善美の行動としてのこの平成―講和のまとめを評しているのである。のち、六朝「舊解」が「成就亂事」（宣四年・昭七年の疏）とするのは、やはり曲解だろう。ただし穀梁傳では「平成」の意味を「成亂―動亂ヲ成ス」と解釋する議論がつづいたことも事實で（桓二年「以成宋亂」傳・昭二十二年「王室亂」傳の注疏）、秦漢期いろいろの「成」字の多義性をうかがわせる。『爾雅』の「功・績・質・登・平・明・考・就、成也」（釋詁下）、『廣雅』の「擷・質・已・然・集・爲・備・刑・立・平・構・名・絃・〔造〕、成也」（釋詁三下）を參照。

さてつぎに、「成は、平なり」の例を三傳に求めてみたが、『傳』文には見えない。平定・平治・和平の意の『春秋』經文に見える「成」字は、一例のみ。桓公二年（前七二〇）「三月、公會齊侯・陳侯・鄭伯于稷、以成宋亂」の「以テ宋ノ亂ヲ成グ」である。穀梁が「公爲志乎成是亂也。此成矣。取不成事之辭而加之焉。」と、取意のすこぶる難解な『傳』を發する¹⁰ほかは、公羊では有名な三世異辭説をこれに繋げるのと、左傳が杜預（二三二―二八四）の「集解」

で「成、平也」と訓詁するだけだ。

しかしながら、その文獻として成立事情の複雑な『左氏傳』ではあるが、春秋期らしいの史傳説話と後次の附加部分とから累層的に構成されるその左傳を、いずれも秦漢期以前の言語特徴の存する資料として、取り扱ってみて、さしつかえなからう。この左傳に見える「求成」「請成（「請平」も）」「行成」などの語が、すべて和議を講じて平成状態にとりまとめる、武力を背景に鎮定されるなかで、講和の調停がはかられる、という内容を示している。

「求成——成たいらギヲ求ム」、隱元年〜定十年の十九例。「請成」は、隱六年・文二年・成五年・襄二十五年の四例、「請平」も、僖二十二年・文十三年・哀十七年・哀二十年の四例。以上、平成を請求する行動。「行成——成たいらギヲ行ナウ」、莊四年〜哀八年の十三例。左傳と同種の史傳を伝える「國語」にも「行成」（晉語四・吳語・越語上など）の數例がみえる。いま一例を擧げるならば、臥薪嘗膽の吳越の復讐抗爭がよろしからう。

檣すいり李の敗戦（前四九六）で吳王闔閭こうりょが死去し、代わった夫差が三年後（前四九四）の夫椒ふしやうの捷戦に乗じて越國に進攻する。越王句踐こうせんは、大夫文種ぶんしやう（子禽）の獻策から、吳の宰相伯嚭はくひに美女と寶器を贈賄して、そのついで「行成」する。

使大夫種因吳大宰嚭、以行成。（哀元年、左傳）

これに、東漢の服虔は、「行成、求成也」と注する（『史記』吳世家「集解」引）。「國語」吳語にも、大夫種の策謀として「王不如設戎、約辭行成、以喜其民」がみえ、それに韋昭（一七三）がつぎのように注解した。

「戎」、兵也。「約」、卑也。「成」、平也。言不如設兵自守、卑約其辭、以求平於吳、吳民必喜。

成平を請求する、講和をもとめること。吳語では、ついで「越王許諾、乃命諸稽郢、行成於吳」、吳王夫差のほうは「吾將許越成」「及許之成」「吳王乃許之、荒成不盟」「既許越成」とつづく。他方「國語」越語上では、越王句踐は會

稽の地で「遂使之行成於吳」とあり、これにたいし夫差が「將欲聽與之成」、ついに「與之成而去之」と。韋昭注「成、平也」。その際、越國との成平たいらぎに反対して吳王夫差を諫めたのが、かの伍員ごえん（申胥）であったことは有名。

『史記』吳世家は、左傳とほぼ同文だが、吳王（夫差）は伍子胥（員）を退け、「卒許越平、與盟而罷兵、去」とあり、同じく越王句踐世家では、

於是、舉國政、屬大夫種、而使范蠡與大夫柘稽行成、爲質於吳。

と、諸稽郢（柘稽）と范蠡（はんれい）が吳の人質となった顛末をつたえる。

なお、『左氏傳』によって記せば、その後の吳越の争いは、哀十三年（前四八二）「六月丙子、越子伐吳、…大敗吳師。…冬、吳及越平」、哀十六年「夏四月己丑、孔丘卒」、哀十七年（前四七八）「三月、越子伐吳、…吳師大亂、遂敗之」、哀二十年（前四七五）「十一月、越圍吳」、哀二十二年（前四七三）「冬十一月丁卯、越滅吳」となる。『國語』吳語のほうには「行成・請成・許成」、『史記』越世家には「請成」の記事が、それぞれみえる。

なお、同じく講和をむすぶ意で、「要成」（晉語三）、「不戰而結成」（吳語）、「脩成〓脩好」（襄二十六年左傳、定三年左傳）などの用語が見える。

六 「内平外成」

前節五で「平・成」は、春秋期の國家間の紛争を和平状態に調停・平定する意に用いられたことを確認した。

さらに「成」字が、がんらい國際紛争の收束から、日常の獄訟の裁定・判決にまで及ぶ用法のあることを、西周期に溯って追究した論考がある。豊田久氏の「周王朝と「成」の構造について」（『東大東文研紀要』一〇九、一九八九）によって、『尚書』洛誥篇の「成休、惟王有成績」や『詩』大雅・江漢篇の「告成于王、四方既平」や、かの虞ぐと芮ぜいが

周の文王に田土の紛争を「質成」成ギヲ質シた傳説（大雅「緜」詩・毛傳、尚書大傳、周本紀、說苑・君道）の意が明らかにされている。

さて、先をいそごう。和平状態の調停・維持を「成」といい「平」ということは、先秦資料で確認したとして、秦漢期には「平・成」がたがいに同義語として使用されたことを、代表的な訓詁で示しておこう。

小雅「節南山」詩「誰秉國成」の、毛亨『故訓傳』は、「成、平也」、鄭玄（二二七一—二〇〇）の箋注は、「誰能持國之平乎。言無有也」と。他方、『周禮』「大司馬之職、：以佐王、平邦國」（夏官）に、鄭玄は「平、成也、正也」と注した。

ここまで来てみると、『呂氏春秋』（前二四一、成立）の、

夫物合而成、離而生。知合知成、知離知生、則天地平矣。（有始覽）

に、鄭玄と同世代の高誘が、「合、和也。平、成也」と訓釋する意が、やっと解けてくるようだ。ただし、本文中の「成」字のほうは、成就の意であろう。一方、『大戴禮』誥志篇に、

知仁合、則天地成。天地成、則庶物時。庶物時、則民財敬。丘、聞周太史、曰「政不率天、下不由人、則凡事易壞、而難成」。

と。この二文から、「天平地成」天地の平成状態のことばまで、あと一歩だ。

このたびの元號「平成」については、漢籍の典故らしいものを探るならば、「天平地成」ではなく「内憂外患」と同類の互文構成をとる「内平外成」を挙げるところから説明するのが、かえって適當だろう。他でもなく『左氏傳』文公十八年に見えるそれである。この一文には、「地平天成」の語も見える。

魯の正卿季孫行父（文子）は、莒公を弑して來奔してきた太子僕を、魯公（宣公）の意にさからって國外に追放した（前六〇九）。その季文子が太史克に辯明させたなかに、古傳の賢人、八愷・八元の十六族（の後裔）を登用した舜の事蹟を述べる。舜はそれぞれに國土を管理させ、政教を布及させて、その結果、「平成」になった、と。

昔、（顓頊）高陽氏、有才子八人。：齊聖廣淵、明允篤誠、天下之民、謂之八愷。（帝嚳）高辛氏、有才子八人。：忠肅恭懿、宣慈惠和、天下之民、謂之八元。：舜、臣堯、舉八愷、使主后土、以揆百事。莫不時序、地平天成。舉八元、使布五教于四方。父義・母慈・兄友・弟恭・子孝、內平外成。：（文十八年・左傳）

この、莒の紀公を殺害した事件は、『國語』魯語上にも記載され、魯の太史里革（左傳の「太史克」、魯頌「駟」詩序では「史克」）の死筆のことまでは見えるが、この季文子の語らせた八愷・八元・四凶の傳説は、ない。ところが、『史記』五帝本紀には、虞舜の人材登用の説話として、ここの文がそのまま採録されている。だが、なぜか「地平天成」の四字句のみが脱落しているところに、かえって特徴がある。

そもそも「左氏傳」は、『春秋』經への「傳」解として西漢末期に成立する文獻であるが、それ以前には、獨立した「左氏春秋」と呼ばれた時期があり、それは秦漢期前後であろうが、『國語』などと同類の、春秋・戰國期以來の各國諸侯の政事説話集として、すでに集成され傳存されていたようで、その資料群から西漢武帝期の司馬遷（前一二五―前八六）がわざわざ堯舜傳説を具體的事實として敘述するに当たり、それら八愷・八元の賢人と政教の史材として採用したのである。

ここの長文は、元來は「國語」魯語の記事ほどのものに、戰國中期末あたりに附加された説話部分であるらしい。「天下之民」の表現¹²や、數字を冠した「八」「五」とか「義・慈・友・恭・孝」の配列なども、用語としては、よ

り新しい。それに他でもなく「平成」の語を「内―外―」の互文構成をとる表現は、決して春秋期のものではない。そしてその意味は、もう説明するまでもないが、魏晉期の杜預がこの「左傳」の個所に、かえって經書解釋ふうに注しているのを見るがよい。すなわち「地平天成」には、

「后土」、地官也。「禹、作司空、平水土」(書・舜典)、即主地之官也。「揆」、度也。「成」、亦平也。

といい、さらに「内平外成」のほうには、

「契、作司徒、五教在寛」(書・舜典)、故知契在八元之中也。「内」、諸夏、「外」、夷狄也。

とあって、この杜氏「集解」は東漢の鄭玄・服虔いらいの「尚書」の經說を承けているらしいのである。ただし、五教つまり漢魏當時の五典五倫(父母兄弟子)を夷狄にまでおし及ぼす解釋には、つとに疑問があったようで、「史記」所載の「内平外成」のほうには、唐代の張守節が、杜預說を引きつつも「案、契作五常之教、諸夏太平、夷狄向化也」(五帝本紀「正義」とした。のちには「内」を室家に「外」を郷黨(國)と解するのに落ちついたようだ(「左傳舊注疏證」ほか)。

しかしながら、「内平外成」の語は、華夷・家國に差別し限定することをせず、漢魏期以降ひろく用いられている。その二例をいづれも當時の碑文から挙げておく。一つは、東漢、張壽(八九―一六八)なる人物を表した碑(竹邑侯相張壽碑)の一行に「上嘉其節、仍授命莢、匡其京輦、昭德塞違、内平外成、舉無遺愆」(「隸釋」七)と見える。二つは、「文選」五十八に收める南齊・王儉(四五―四八九)の「太宰褚彥回碑文」に、

擇皇齊之令典、致聲化於雍熙、内平外成、實昭舊職。

とある。褚淵(四三―四八二)の功を頌したのである。「内外ともども平成なる」情況をいう。「左傳」や「史記」と直接のつながりは、用例からは分明でない。

またべつに「内平」「外成」にはそれぞれ独自の語義があり、その場合は、今回の平成論とは関わりないので、説明は省略する。

(以上、『UP』二〇五、一九八九・一一)

七 大禹謨篇の「地平天成」

前節六で説明し残した「地平天成」について、論を進めよう。

しばしば引用してきた「左氏傳」には、文十八年のほかにもう一回、僖公二十四年に「地平天成」が現われる。鄭の子臧が、宋に出奔して聚鷓冠(天文を豫知するシギ、その羽毛で飾った述冠)を好んでいたが、鄭の文公に怨まれて暗殺される(前六三六)。この事件への「君子評」が『傳』文に加えられている。

君子曰、服之不衷、身之灾也。詩曰「曹風・候人」、子臧之服、不稱也夫。詩曰「小雅・小明」、其子臧之謂矣。夏書曰「地平天成」、稱也。

「身ノ災」となったのは、そも服飾が身分に不相應で、「衷」適・「稱」副ーぴったり釣り合うこと、がないためだ、と「詩・書」の古典を引いて評定する。この君子評は、もちろん後次の累加部分、儒家經典の確立後となると、あるいは秦漢期以降に及ぶものか。

さて、ここに引證される「夏書」の「地平天成」とは、いまの『書經』に見られるのか。杜預が注して、

「夏書」、逸書也。地平其化、天成其施。上下相稱爲宜也。

と。孫吳を討滅して凱旋の直後、かの汲冢書(二七九、發掘)をも調査しえた西晉の杜預は、當時通行の「尚書」夏書の部には、この語は見えない、「逸書」つまり現存しない既佚の「書」經文だ、と。「地ノ化、天ノ施」を平成する、

の趣意はいまひとつ理解しにくいだが、とにかく上下（天地）がぴったり釣り合うことこそ、よろしい云々。

ところが、この語「地平天成」は現今、『書經』虞書の大禹謨篇だいいうぼに現われ、それゆえにこの篇が、杜預（一一八四）の歿後、東晉にいたって出現する、世にいう偽古文尚書ぎこぶんの一篇に数えられるのだ。ちなみに、杜預の「春秋經傳集解」（大康三・二八二、成立）で、「左氏傳」に引く「書」經文に注して「逸書」としている十九條については、現今「書經」偽古文部分にことごとく再現している。

「地平天成」のもつ語意が、服飾の「上下あい稱かなうこと」（僖二十四年傳注）と「禹が水土を平成たいらげたこと」（文十八年傳注）とあって、漢魏期の傳注においてもすでに一定しないにもかかわらず、「内平外成」の用例に似て、つとに東漢の碑文にその語が見えている。蔡邕さいよ（一三三—一九二）の「漢大尉楊公碑」が、それ。かの楊震の孫、楊賜ようし（一一八五）、司空文烈侯のための碑文（「蔡中郎集」卷三）三點のうちの、その第一文。

公、以羣公之擧進、授尚書于禁中。遷少府光祿勳、敬揆百事、莫不時序。庶尹知恤、閭闔推清、列作司空。地平天成、陰陽不忒。公遂身避、託疾告退。

これは、一見して明らかなくとく、「左氏傳」文十八年傳の「以揆百事、莫不時序、地平天成」または「尚書」の「納于百揆、百揆時敘」（舜典）の、舜の八愷（八凱）を登用した故事をふまえた表現である。史實としては、建寧初年（一六八）から熹平二年（一七三）にかけて司空の職にあって「以災異免」陰陽説を理由に免職するまでの、楊賜の官歴を述べている（後漢書「本傳」）。「地天（宇宙自然か）が平成たいらにある」こと、それを「陰陽時節の氣の調和して忒たがわない」ようにすることによって維持する。そのことに責任を負う當時の三公の、その一つ、司空の職に在った記事としては、やはり「天平地成」の表現のほうが適わしいのだが、そうならないのは、左傳の八愷、后土を主つかさどつて

「尚書」では司空の官に相當する（杜預注引）その故事を典故としていたからであろう。この碑文の取意は、かえって僖公二十四年「左傳」に引く「夏書」の「地平天成」の、天地上下の陰陽の氣のあい稱適することをふくんでいるのかも知れぬ。

同じように典實をふまえて「地一天一」とする、もう一例。百年河清を俟つ、その「河清」現象が、東漢いらい自然のもたらず吉祥の休瑞として、ままた記録にとどまる。劉宋、元嘉二十四年（四四七）二月戊戌（二十日）に「河濟、俱清」を青冀二州刺史の杜坦が以聞している（『宋書』符瑞志下）。この宋志によると、延熹九年（一七七）以來の瑞兆である。これを承けて、文辭贍逸の鮑照（四一四—四六六）が「河清頌」をつくった。

聖上（文帝）天飛踐極、迄茲二十有四載。道化周流、玄澤汪濊。地平天成、上下含熙。文同軌通、表裏禔福。
（『宋書』本傳）

「鮑參軍集」では、「地一天一、含生阜熙」に作る。ここの、天地自然、上下の民生すべて平成の状態、とは、四に載せたわが「國家珍寶帳」の「天成地平、時康俗阜」（七五六、願文）と内實の一致しているのが、特徴である。「左傳」との関係は微妙であって、僖二十四年の杜預がいうごとく、天地陰陽が調和し、上下のゆたかさが應同しあうことを祝福したのか。僞古文尚書の成立後だけに、慎重な検討を要する。

さて、東晉、梅賾の獻じた僞古文尚書が、考論の俎上に上る。

中國の古籍が、永嘉の亂や唐宋の間に、無數に消滅していったことは、よく知られた事實である。「今文尚書」二十九篇は、馬融・鄭玄本もそれに對抗した王肅本も、ともにその永嘉の亂（三一—）に佚亡した。そして東晉・元帝の豫章内史、枚賾（じつは梅賾、字仲眞）が「孔傳古文尚書」（十三卷か）を奏上した。「經典釋文」序録。この『書』

經には、西漢・孔安國に假託した魏晉期の語法になじむ『傳』解が五十八篇のすべてに施されている。從來の考證によると、その「孔安國傳」と「晚書」つまりこの際に出現した晚出二十五篇の「尚書」經文部分とが、すべて當時の僞作にかかる。梅頤をふくむ王肅・皇甫謐らしいの人物がその僞撰者とされる（閻若璩「尚書古文疏證」ほか）。

陳夢家氏は、僞孔傳は梅氏献上本ではなく、東晉に入った會稽の孔安國（一四〇八）の、太元十二（三八八）―十七（三九二）年間の制作と擬定し（『尚書通論』一九五七）、のち個人の特定は避けたが、東晉期の成立として論究（同上（増訂本）一九八五）。蔣善國氏は、かえって西晉の孔氏の裔孫孔晁が、大康三（二八二）―十（二八九）年間に集成した可能性があると推定した（『尚書綜述』一九八八）。陳蔣兩説には、「孔氏傳」の出現に前後百年の隔たりがあって、いまだ定論を得ていない。

その僞孔傳「古文尚書」、大禹謨篇には、

禹曰「於、帝念哉。德惟善政、政在養民。水火金木土穀、惟修。正德・利用・厚生、惟和。九功惟敘、九敎惟歌。戒之用休、董之用威。勸之以九歌、俾勿壞」。

帝曰「兪。地平天成、六府・三事、允治。萬世永賴。時乃功」。

と。帝舜が大禹の治水事業の功績、「九功」を招來したことをほめ稱えた個所である。ところが、ここの前半の禹の發言内容は、なんと「左氏傳」文公七年に見える晉の正卿趙盾（宣子）に對する卻缺の進言の敷き抄しなのだ。その進言のなかに、

夏書曰「戒之用休、董之用威、勸之以九歌、勿使壞」。

とあって、左傳は「夏書」を引用するが、その杜預「集解」は、文十八年の引書と同じく「逸書也」佚亡の書經部分だ、と注する。左傳のこの一文は、鄭玄「周禮注」にも「春秋傳」として引かれる。『周禮』大司樂（春官）「九德

之歌」條下の鄭注。

鄭司農云：「九德之歌」、春秋傳所謂「水火金木土穀、謂之六府。正德・利用・厚生、謂之三事、謂之九功」「九功之德、皆可歌也、謂之九歌也」。

東漢初期の鄭司農（鄭衆）（一八三）と同世代であった賈逵（三〇一—一〇一）も、ここの左傳の三事に「正徳ハ、人徳。利用ハ、地徳。厚生ハ、天徳。」の天地人三才をもって注して（周禮）大司樂疏引）、先鄭・賈氏ともども「古文尚書」を見た形跡はない。また、この左傳の記事は、大禹の功績とは直接の關係はない。¹³

しかるに、隋唐期にはいつて、「五經正義」に孔氏傳古文尚書が採入され、かくて「僞孔傳」は正統解釋として經書としての權威を帯び、他の諸注釋を壓倒してしまった。¹⁴ その「地平天成」（大禹謨篇）への、兩晉の際の成立といわれる孔氏『傳』は、左のとおりである。

水土治曰「平」、五行敍曰「成」。因禹陳九功、而歎美之。言是汝之功、明衆臣不及。

「水土治、曰平」は、杜預も引いた（文十八年傳注）。「尚書」舜典篇の帝舜のことは「咨、禹。汝、平水土」を指し、「五行敍、曰成」は、おなじく洪範篇の「緜陲洪水、汨陳其五行、彝倫攸斁。禹治洪水、彝倫攸敍」（大禹謨篇「正義」引）。緜こんによって、彝倫——天の常道こつはんが損なわれていたのを、その子禹うによって水土たいちが平たいぎ、五行ごぎやうの序列も敍ついででるようになった、つまり宇宙自然の順序、世界の秩序をとり戻した、と。「五行之神、佐天治物」（同上「正義」。「物」は人物）とあって、かくして天の常道が調った、と、このように「天成たいちグ」の意を解釋している。このたびの中國の「平たい息暴亂」とはるかに呼應する「平成たいち地天」の、經義けいぎである。

かくて、孔氏傳「大禹謨」篇は、左氏傳の説話などを無視するかのようになり、經典の地位を獨擅していった。その理由を追究することこそ、唐宋學術史の重要なテーマでもあるのだが、劉起釭氏「尚書學史」(一九八九、中華)を参照¹⁶。本邦の厚生省は、保健衛生から社會保障までを監督する官署のようだが、一九三〇年代、社會の名稱を忌避した政府は、一轉、さきの大禹謨篇から「厚生利用」の名稱を得たという。當時も、考證家はやれ偽古文だ左氏傳(文七年)こそ典據だ、とつづいたらしい。そして「都ぞ彌生^{やよい}」は、北大寮歌だ。札幌農學校らしいの學長佐藤昌介が命名したその惠迪寮^{けいてま}は、またこの篇の「惠迪、吉。從逆、凶。」の、占卜の繇辭^{ちゆうじ}まがいの大禹のことばから取って、偽孔傳に據って讀む、「迪^{みち}に惠^{した}う」科學者たれ、と。

宋學系の「書集傳」では、蔡沈(一一一六—一一三〇)が「地平天成……」のこの文に注して、

○「水土治、日平」。言水土既平、而萬物得以成遂也。「六府」即水火金木土穀也。六者、財用之所自出、故曰府。「三事」正徳・利用・厚生也。三者、人事之所當爲、故曰事。舜、因禹言養民之政、而推其功、以美之也。

とあって、これこそ大禹の治政が、萬物・人民を養成する偉大な功績を果たしたことを、決定的にする帝舜のことばだ、とした。平成のタイラグは、ぬり替えられて「平治一成遂」に、つまり「地平^{みずおさ}マリて、しこうして天成^{ものな}ル」となってしまったのだ。宋元期の新儒學は、偽孔傳を履まえ、それを踏みこえて、本來の語構成を破ってまでして、解釋を更新したことになる。古注系の經義からの重大な逸脱であり、文字どおり換骨奪胎である。

ちなみに語構成といえば、公羊傳の「内平其國……外治諸京師……」(成十六年)、大雅「鳧鷖^{ふえい}」の詩序「持盈守成」、鄭玄の周禮注「平國、承平守成之國也」(秋・大司寇「刑平國」條下)なども、「平成」と比較すべきだろう。おそらく語

彙「平成／成平」と異種の語義が豫想される。

さて、このたびの元號に立ちかえて、「平成」はだれが考案したものか。穿鑿してもはじまらぬが、あえて消去法をとれば、以上のごとき漢籍古典の事情を知悉すべき中國學方面となると、文・史・哲のいずれにも該當する人は、思いあたらぬ。冒頭に載せた政府の「談話」によると、左氏傳の讀みを避けて「國の内外にも天地にも平和が達成される」意味がこめられているところから、宋學以降の政治に明るい實踐的な思想家、故安岡正篤氏（一八九三—）あたりか、または法制・律令などにも通じた國史畑の長老カ・コ級のカタの方が思いつく程度だ。それにしても牽強な讀みであって、ものを知らなすぎる。

新元號を説明した政府の記者會見で、外人記者某が、「なるほど peaceful success ナンだ」と合點した、と。「平成」——それは戰爭手段をとらずに平和裡に、經濟的繁榮の功を成しとげることだと。漢字・漢語に恣意的な解釋をおこなって、現状追認の自贊もいところだ。こんな場面で、漢字制限をもちだす徒輩は、まさに腐儒と蔑まれるのかも知れぬが。「讀賣」紙「平成—新元號を追跡」（一六回、八九・一・八一—二六）を参照。

以上の文獻資料によって、政府の遠謀かどうかは知らず、じつは日本經濟マサツのごとき國際間の爭端を平息することこそが、この「平成」元號の眞のねらいとするところだ、と教えてくれている。

ながながと考證めた古典籍の取扱い方を述べてきたが、そもそも元號に對する私見はとなると、それはすでに昭和帝崩御の翌日、「一九八九」一月八日の「朝日」紙に、出た。

こうした傳統に對して、最近では疑問の声も出ており、戸川芳郎・東大文學部長は「『なごやか元年』とか

『しあわせ元年』などひらがなでないのではないか」といつている。

たしかに昨年（一九八八）の九月下旬、天皇の吐血いらい、マスコミに突っつかれて、元號の勉強をさせられたが、數年前のメモがあったのでそれをもって對應した結果、右のような記事になったのだろう。そのメモを轉載しておこう。

辛酉革命・甲子革命・戊午革運は、改元するに利しい。本邦では、遣唐使を廢した延喜の昔から、辛酉・甲子の當たり年には氣まじめに改元をくりかえし、明治の直前、文久（辛酉）・元治（甲子）に及んでいる。

改元のしくみは、強大な集權支配の確立によって、讖緯の秘儀が屈服させられる宋元期の皇帝權のもとでは、すでに一世一元に近づいた。元號は、がんらい天子の授時治民の責務を支配者になわせ、政策の更改を元初にたち戻らせる機會として、ややルースな治政の循環機能をシンボリックに表現した口號であった。近世では、かつて獨裁帝王の支配權を示威し下民に強いる帝國統治の *huzhaō* であり踏繪となった。明清期の正朔ヲ奉ズる帝制下では、遺老を生みだした。わが明治世代がわずかにそれに比擬しうる。

昨年（一九八四）は、元治元年から數えて二二〇年、干支二運の甲子革命に當ったが、街なかでは改元の話には、口を箝するありさまだ。辛酉の歲には、日本を不在にしていたが、その頃すでにおカミでは改元の準備をすませたらしい。舊臘、ふと若い友人たちに圍まれて、政府筋から中哲研究室主任あてに元號勘申の下命があったのでは、とヒヤカされた。

康熙六一年・乾隆六〇年に比肩しうるたぐい稀な昭和の「民主の」御代だ、思わず畏レ敬シミを忘れて臣芳は、經濟大國ニッポン龍起なごやか元年をもって「公曆」に代える方案を私議して、談助とした。經濟マサツは、まさに現今の大國の最大の憂患だ。災異改元は「元號大權」を執る爲政者の重大施策の一つ、紙幣も顔ぶれを更

新したのだ、國際關係融和のため亟すみやかに改元しよう！

なごやか元年 旃蒙赤奮若 孟陬朔旦 はつゆめ

〔改元のこと〕『中國語』一九八五―二二

これでは、趣味の談をいくばくも出ない、というのならば、戦後初期の日本「學術會議」には出ていた元號御廢止の議が、元號法制化に際會して、どのようにしてその議論が萎んでしまったか、「隨筆——元號のこと」(滋賀秀三、學術會議月報、一九八六―二二)を見ていただきたい。

ただ、滋賀氏もいう、政府「通知」を勵行して「官公廳の文書一切をこれで統一し市民の日常生活もこれに倣わせようとする」ような、精神的鎖國政策には、私も従おうとは思わない。そもそも近代天皇制と密着し帝王の時空統治權を象徴する元號、その年歳の呼稱まで「國民の心理的一體感の支え」(政府「談話」)の名において統括しその使用を要請するのなどは、現今ではすでに大衆心理の効果をあてこんで、長すぎた「昭和」治政の怠慢・頹廢をカバーしようとする便乗の方策にすぎないものだ。かつて學部事務の窓口へ、公曆一九五二年と届出て、何度かつき返された學生のころを思い起している。

ことしの年賀に、同友会・B氏の添えた短歌一首。己巳元日。

かみまさぬ しやうちようのもりに ひははてて ちたらふぬまゆ くるつむしたつ

最後に、南條文雄ぶんゆう(嘉永二・一八四九―昭和二・一九二七)の「懷舊錄」(一九二七)から一文を引いて、止どめとしたい。

この年の九月八日には、明治天皇が明治めいじと改元されて、一世一元の詔を渙發された。支那シナでは明みんの時代に一世

一元の制があったが、日本ではこのときがはじめてなのでなかなかやかましかったものである。それまでというものは好いことがあったと言ってはそれにあやかるために年號を變え、悪いことがあったと言ってはそれを拂うために變えるのだから始終變動する。大老井伊直弼の殺された萬延まんえんという年號などはたった一年しかつづかないのだから皮肉のかぎりである。それで改元のことを皮肉った落首にこんなものがある。嘉永七年かえいに改元して安政あんせいと革あらためた。するとまもなく江戸にあの大地震が起こった。それでさっそく諷刺家が「安政になるやならぬに大地震、こんなことならかえいでもいい」、それからこれは少少尾籠びろうな落首だが、天保てんぽうが弘化こうかと年號が改まったとき前に天保錢の出たことからこんなものがある、「天保に虎子おかわのような錢ぜにができ、それでどうか（後架）と申すなりけり」。これはすぐ後に弘化と改元されたので、それを後架にもじったのである。

「平成」を peaceful success と讀むのは、「弘化」を後架おかわにもじる類たぐいだ。一九八九己巳タヒラギぐわんねん六月晦。

参考文献¹⁸

- 所 功「増補年號の歴史」雄山閣、一九八九。
- 瀧川政次郎「元號考證」永田書房、一九七四。
- 鈴木武樹編「元號を考える」現代評論社、一九七七。
- 別冊寶島⑨④「天皇制・入門」JICC、一九八九。

（以上、『UP』二〇六、一九八九・一二）

1 何休（二二九—一八二）「解詁」には、

以常録「即位」、知「君之始年」。「君」、魯侯隱公也。「年」者、十二月之總號。『春秋』書十二月稱「年」、是也。變「一」爲「元」。「元」者、氣也。「無形以起、有形以分」。造起天地、天地之始也。故上無所繫、而使「春」繫之也。不言「公」、言「君」之始年者、王者・諸侯、皆稱「君」、所以通其義於王者。惟王者、然後改元立號。『春秋』託新王、受名於魯、故因以録「即位」、明王者當繼天奉元、養成萬物。（隱元年傳「元年者何、君之始年也」注）

とあって、君主統治権の根據を元氣論を採って天人相關説にもとづけて解くのは、東漢後期の讖緯説を加味したその典型である。その讖緯説も掲載しておこう。徐彦「公羊疏」引。

○春秋説云「元者、端也、氣泉」。注云「元、爲氣之始。如水之有泉、泉流之原、無形以起、有形以分、窺之不見、聽之不聞」。宋氏（均）云「無形以起」在天成象、「有形以分」在地成形也。然則有形與無形、皆生乎元氣而來。故言「造起天地、天地之始也」（何注）。

○春秋説云「王」不上奉天文、以立號、則道術無原。故先陳「春」後言「王」。天不深正其「元」、則不能成其化。故先起「元」、然後陳「春」矣。是以推「元」在「春」上、「春」在「王」上矣。

2 元號は、それまで「後□年」とか「中□年」などと、便宜的に改元していた（西漢、文帝・景帝）のを、武帝の即位した翌年（前一四〇）から「建元」元年の稱號を得、六年ごとに改元して元光／元朔／元狩／元鼎……とつづく。しかし實は、はじめ一元／二元／三元……と稱していたものを武帝の即位後、三十年ほど経てから一舉に美稱をあたえて追改したのである。

限られた史料なのでそのすべてを紹介しておく。一つは『史記』封禪書に、

文成死明年、天子病鼎湖甚、…其後三年、有司言、「元」宜以天瑞命、不宜以一二數。一元曰「建」、二元以長星曰「光」、三元以郊得一角獸曰「狩」云。其明年冬、天子郊雍。

とあるのを、褚少孫が補續したという同「孝武本紀」のほうでは、「建／光／狩」に「元」字を添えて「建元／元光／元狩」に更めている。が、『漢書』郊祀志上ではかえって、

文成死明年（元狩五年、前一八）、天子病鼎湖甚、…後三年、有司言、「元」宜以天瑞、不宜以一二數。一元曰「建」、二元以長星曰「光」、今郊得一角獸曰「狩」云。其明年、天子郊雍。（元鼎四年、前一三）。

とある。「後三年」は、元鼎三年（前一四）に繋がっているように見える。同書「武帝紀」には、無文。これについては、『資治通鑑』十七 漢紀九、孝武帝上上の「建元元年」條下の、胡三省「音註」には、いう。

自古帝王未有年號、始起於此。貢父曰、封禪書云「其後三年、有司言「元」宜以天瑞命、不宜以一二數推」、所謂「其後三年」者、蓋盡元狩六年、至元鼎三年也。然元鼎四年、方得寶鼎、又無緣先三年稱之。以此而言、自元鼎以前之年、皆有司所追命。其實、年號之起、在元鼎。故元封改元、則始有詔書也。

ここに援引された劉攽「貢父、一〇三—一〇八九」の説明は、つぎの、元封改元についての胡克家（一七五七—一八一六）「考異」とともに、定論となすべきである。つまり元鼎の稱號をふくめ、それ以前の元號は元鼎三年のところに「有司」によりいっせいに追號された、ということ。

そして、そのもう一つは、さきと同じく「封禪書」にみえる、

天子從禪還、坐明堂、羣臣更上壽。於是、制詔御史「…自新、嘉與士大夫更始、…」。…五月、反至甘泉。有司言、寶鼎出爲元鼎、以今年爲元封元年。其秋、有星彗于東井。

であるが、「孝武本紀」は、「禪」を「封禪」に、「反」を「返」に作るほかは、同文。『漢書』郊祀志上のほうは、天子從禪、還、坐明堂、羣臣更上壽。下詔改元爲元封。語在「武紀」。

に縮約した（王念孫は、景祐本によって「下詔改元封元年」に改めている）が、その「武帝紀」のほうは、

夏四月癸卯、上還、登封泰山、降坐明堂。詔曰「……自新、嘉與士大夫更始、其以十月爲元封元年。……」。……自遼西、歷北邊九原、歸于甘泉。秋、有星孛于東井、又孛于三台。

と、記述が變更されて、元封改元の施行は有司の建言などではなく、皇帝の制詔のなかにくみ入れられているのである。

『通鑑』は、『漢書』武帝紀を襲ぎ、

天子從禪、還、坐明堂、羣臣更上壽頌功德。詔曰「……自新、嘉與士大夫更始、其以十月爲元封元年。……」。

として、二十漢紀十二元封元年（前一一〇）夏四月の條下に繋けている。ただ、「元鼎元年（前一一六）」下に、胡克家が「考異」を加えるが、やや長文ながら重要な指摘であるため、轉載しておこう。

『漢書』武紀、此年（元鼎元年）云「得鼎汾水上」、「漢紀」云「六月得寶鼎于河東汾水上、吾丘壽王對云云」。

按「封禪書」樂大封樂通侯之歲、其夏六月「汾陰巫錦、爲民祠魏媵后土營旁」得鼎、詔曰「間者、巡祭后土云云」。「武紀」元鼎四年「十月、幸汾陰。十一月、立后土祠於汾陰脽上。六月、得寶鼎后土祠旁」。「禮樂志」

又云「元鼎五年、得寶鼎」（郊祀歌「景星十二」）。「恩澤侯表」元鼎「四年四月乙巳」樂大封侯。然則、得鼎應在四年。蓋「武紀」因今年改元、而誤增「得鼎」一事耳、非兩會「得鼎」於汾水上也。「封禪書」天子封泰山

「反至甘泉。有司言、寶鼎出爲元鼎、以今年爲元封元年」。然則、元鼎年號、亦如建元・元光、皆後來追改之耳。

以上の文献から、汾水近傍から寶鼎の出土したのは、元鼎四年（前一一三）であることが判明する。ただし「有

司言、寶鼎出爲元鼎、以今年爲元封元年」とは、（今年は改元の年に當たっているが）前年號も祥瑞の寶鼎が出現したことで「元鼎」と追改したのだから、ことしは封禪の盛儀を皇帝みずから完成なされた佳き歲であるから、いまから「元封元年」と追稱しよう、の意味であろう。「封禪書」に沿っていえば、夏五月に武帝が長安に歸還してから、字星の現れる秋（七月）までの間の事からである。「漢書」武帝紀「以十月爲元封元年」とは、溯って（昨年）の歲首十月から「元封」と追號するという意味ならば、制詔の體裁をなすのかも知れぬ。

歲首から元號を改稱するようになったのは、どうやら「元封」のつぎの、夏正を採用して「正月」を歲首とした「太初」元年（前一〇四）からであろう。また、これには爲政者が人民や士大夫らと年歲を「更始」する「赦天下」の政事行爲とも關係していよう。

また、「春秋繁露」止雨七十五に、

二十一年八月甲申、朔。丙午、江都相仲舒、告内史中尉。：

とあって、董仲舒の事績を確定する告身の文であるが、これが武帝二十一年、つまり建元元年から數えて元狩四年（前一一九）八月の二十三日にあたり、また中尉の官職が太初元年から執金吾に改制されることからみて、元鼎間に行われた年號追稱以前の記事であることが判明する。

3 中國を中心にこの年號は、周邊諸國、高句麗・新羅・柔然・高昌・渤海・南詔・大越・西夏・高麗・李朝・琉球・滿洲と日本におよぶ、約一一〇〇種の、同一稱號の重襲を加えて約一四〇〇條の年號が使用されてきた。『歐亞紀元合表』光緒三〇（一九〇四）・張璜序、池田溫「東亞年號管見」『東方學』八二、一九九一・七を参照。

4 筆者は、當時、東京大學文學部長の職に任じ、大學部局あての各種文書を收受し處理する立場にあった。

5 一九八八年九月の昭和天皇の病狀悪化から「改元」にいたる百餘日、日本列島を覆った「自肅」やマスメディア

による異様な雰圍氣について、まず身近で可能なことを記録にとどめるべきだ、と考えた。注18を参照。

6 森鷗外「元號考」「帝諡號」については、猪瀬直樹「元號に賭ける——鷗外の執着と増藏の死」(『天皇の影法師』所收)を参照。未完の遺稿「元號考」を整理した「増藏」こと吉田増藏(學軒)(一八六六一一九四二)についても、猪瀬論文に詳しい。ほかに、神田喜一郎「鷗外と漢文學——その周邊について——」(『墨林閒話』所收)、岩倉規夫「吉田増藏」(『續讀書清興』所收)など。

7 「平」には、職官名「正・監・平」があった、漢制。『禮記』王制「成獄辭、史以獄成、告於正。正聽之。」に、鄭玄が注して、

「史」、司寇吏也。「正」、於『周禮』鄉師之屬。今、漢有正・平。承秦所置。

とある。「經典釋文」禮記音義一に「(正平)皮命反」と標出し、また「王制」篇の篇題「王制第五」の孔疏「正義」に、

「王制」之作、蓋在秦漢之際。知者、案下文云有「正聽之」、鄭云「漢有正平承秦所置」。…(王應麟「漢制攷」禮記引にも)

とあるに據って、今本「鄭注」の「漢有正平承秦所置」の承を、承に改めた。

「正・平」とは、「正義」にも引く『漢書』百官公卿表上の「廷尉」の職官である。

廷尉、秦官・掌刑辟、有正、左右監。…宣帝、地節三年(前六七)初置左右平。秩、皆六百石。…

(『集注』師古曰、「廷」、平也。治獄貴平、故以爲號。

「治獄貴平」とは裁判には公平こそもっとも大切、と。ここでは「平安」ではなく、偏私せず公平の意となる。

8 池田 温「天長節管見」『青木和夫先生還曆記念 日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七。

9 『漢書』藝文志・諸子略「雜家」に、「尉繚二十九篇」のつぎ、「呂氏春秋二十六篇」「淮南内二十一篇」…の前に、著録されている。

○尸子二十篇 名佼、魯人。秦相商君師之。鞅死、佼逃入蜀。

『劉向別錄』（『史記』孟荀傳「楚有尸子・長盧」集解引）には、

「楚有尸子」、疑謂其在蜀。今按「尸子書」、晉人也、名佼。秦相衛鞅客也。衛鞅商君、謀事畫計、立法理民、未嘗不與佼規之也。商君被刑、佼恐并誅、乃亡逃入蜀。自爲造此二十篇、凡六萬餘言。卒、葬蜀。

と。王應麟『漢藝文志攷證』六・雜「尸子二十篇」にも、「史記」「楚有尸子」注（裴駟「集解」）『劉向別錄』…として、ほぼ同文を引く。また、『後漢書』宦者・呂強傳六十八に載す呂強（一一八四）の上疏に「尸子」處道の「君如杆、民如水。杆方則水方、杆圓則水圓」を引くが、その李賢注には、ほぼ『別錄』に沿って、

尸子、晉人也。名佼、秦相衛鞅客也。鞅謀計、未嘗不與佼規也。商君被刑、恐并誅、乃亡逃入蜀。作書二十篇、十九篇陳道德・仁義之紀。一篇言九州險阻、水泉所起也。

とあって、その内容まで説明している。

さきの王應麟（一一三三—一九六）『漢志攷證』では『隋書』經籍志・子部「雜」の、

○尸子二十卷。目一卷。梁、十九卷。秦相衛鞅上客尸佼撰。其九篇亡、魏黃初中、續。

の、後段の續修のことを引載するほか、

「李淑書目」存四卷。「館閣書目」止存二篇、合爲一卷。

『爾雅疏』引廣澤・仁意・綽子篇。

『宋書』禮志三引「禹治水、爲喪法」。

「古今人表」上下智人 注 顔師古雒陶已下、皆舜之友也。：竝見『尸子』。

『穀梁傳』引「尸子曰」——「舞夏、自天子至諸侯、皆用八佾。」隱五年 「夫已多乎道。」桓九年

なお、『群書治要』卷三十六には、「吳子」「商君書」「申子」とならんで「尸子」十三篇を収載する。その篇次は、勸學・貴言・四儀・明堂・分・發蒙・恕・治天下・仁意・廣・綽子・處道・神明である。

その内容を通閲して、東漢以後の文氣・語法を感じさせないが、『隋志』にいう「魏の黃初年間（二二〇—二三六）の補續」がどの部分なのかは、分明でない。

10 岩本憲司『春秋穀梁傳范甯集解』汲古書院、一九八八の譯解を借りよう。

〔桓公二年〕三月、公會齊侯・陳侯・鄭伯于稷、以成宋亂。

〔穀梁傳〕「以」者、内爲志焉爾。公爲志乎成是亂也。此成矣。取不成事之辭而加之焉。於「内」之惡、而君子無遺焉爾。

「以」とは、内（魯）が希望したということである。公（魯桓公）がこの亂を完成することを希望したのである。（實は）ここは（公が完成するまでもなく）事が既に完成していたのである。（それなのに）事を完成していないという表現を取って、これに加えている。内の惡に關して、君子は遺すところがないからである。

〔范甯集解〕會することを欲したのは外である。略を受けることを欲したのは公である。「事を完成していない」という表現を取る」とは、（經文の）「以成宋亂」という表現のことをいう。桓公は姦逆の人であるから、言葉をつくしてその惡を言い、遺漏がないようにするのである。

江熙が言う「《春秋》は、親者・尊者に對して、いづれもみな、掩いかくすことが出來ないほどの患惡でも、諱み、蓋いかくすのであるから、事を完成していないという表現を取って、君父の惡に加えるはざらうか。

思うに、宣公四年に「公及齊侯平莒及邾」とあり、傳で「〈平〉とは成である」といつている。とすれば、「成」もまた平である。公は齊・陳・鄭とともに宋の亂を平定しようとしたが、略の鼎を受け取って、亂を平定出来なかった。それ故に、「成宋亂」・「取邾大鼎」・「納于太廟」と書いて、微旨を示したのである。理を尋ね、經意を推しはかると、傳はまちがっているようだ」と。

徐邈が言う「宋は亂れてしまったが、治めれば治まる。亂を治められるか否かは、この會にかかっている。もし諸侯が討てば、亂を治めたという功績があがり、討たなければ、亂を完成させたという責めを受ける。辭「表現」は、無意味に加えることがあるか。《春秋》は、親者・尊者のために諱むけれども、事實を埋没させてしまうわけではない。だから鼎を廟に納めたこと（桓公二年）、僖公を躋して逆祀したこと（文公二年）、及び王室が亂れたこと（昭公二十二年）、昭公がのがれたこと（昭公二十五年）など、いずれもみな、事實を指して、（そのまま）書いているのである。哀公七年の傳にいうところの「一國の道というものがあり、天下の道というものがある」である。君が社稷を失った場合ですら、書いてかくさないものである。まして、今ここでは、四國が群がり會して、一人の過ちではなく、義をもって譏るにしても、自分自身が亂のもととなった場合よりも輕微なのであるから、なおさらである。ここをかしこと比べれば、それほど疑問な點はあるまい」と。

岩本氏の附注にもあるように、「傳」の「成是亂」「不成事」の解釋が、范甯・江熙・徐邈たがい異なる。

11 「左傳」文十八年の「八愷」にあった「地平天成」の語が「五帝本紀」から消えるのであるが、唐・司馬貞が『史記』に加上して「補史記―三皇本紀」を編成した時、女媧氏の天地の補修の表現に、「地平天成」を復活させて採用している。おそらく「大禹謨」篇の普及がそこに反映していよう。

〔女媧氏〕…及與祝融戰、不勝而怒。乃頭觸不周山、崩。天柱折、地維缺。女媧乃鍊五色石、以補天、斷鼈足、

以立四極、聚蘆灰、以止滔水、以濟冀州。〔司馬貞按、其事出「淮南子」也。〕於是、地平天成、不改舊物。女媧氏没、神農氏作。〔按、三皇、說者不同。譙周、以燧人爲皇。宋均、以祝融爲皇。而鄭玄、依春秋緯、以女媧爲皇、承伏羲。皇甫謐、亦同。今依之爲說也。〕

12 山田 統「天下という觀念と國家の形成」一九四九。

安部健夫「中國人の天下觀念——政治思想史的試論——」一九五六。
を參照。

13 いま、一例「爲魏帝禪晉策」に見える「地平天成」の語を紹介しなければならない。『晉書』三武帝紀〔司馬炎〕咸熙二年十一月（十二月改元泰始・二六五）條下の、魏晉禪讓のための奉策文に、

乃使太保鄭冲、奉策曰「咨爾晉王、我皇祖有虞氏（一曹魏）：受終于陶唐（一劉漢）、亦以命于有夏（一司馬晉）。：格爾上下神祇、罔不克順、地平天成、萬邦以乂。應受上帝之命、協皇極之中。：以敬授爾位、曆數實在爾躬。允執其中、天祿永終。：率循訓典、底綏四國、用保天休、無替我一皇之弘烈」。

とある。嚴可均「全晉文」四四、朱整「爲魏帝禪晉策」と題して、右の策文を収めるのは、「太平御覽」二二〇中書監に、

晉陽秋曰、朱整：魏禪晉、使整與中書令劉良共爲詔、世祖武帝司馬炎踐祚、權卽用之。

とあるのにもとづく。この帝位禪讓文の様式は、すでに漢帝（獻帝）の禪魏册詔に見える。『三國志』魏書・文帝紀曹丕延康元年（建安二五・二二〇）十月條下に、

使兼御史大夫張音、持節奉璽綬、禪位、册曰「咨爾魏王、昔者帝堯禪位於虞舜、舜亦以命禹、：皇靈降瑞、：僉曰「爾度克協于虞舜、用率我唐典、敬遜爾位。於戲、天之曆數、在爾躬。允執其中、天祿永終。君：以肅承

天命」。

とみえ、裴松之注に引く「獻帝傳」の「乙卯、冊詔魏王禪代天下」延康元年十月乙卯は、いっそう修辭のゆきとどいた長文の策詔であるが、右の同文辭をちりばめている。ただ「地平天成」の語句を缺くが、傍點の文句が、すべて「論語」堯曰篇「堯曰、咨爾舜、天之曆數、在爾躬。允執其中、四海困窮、天祿永終」を典實とし、またこの文章が班彪（後三一五四）の「王命論」（「文選」五十二、「漢書」一百・敘傳上）の冒頭に冠していることから、帝位禪讓のことばとして意味したことは、よく知られた事實である。

なお、この禪讓文のスタイルは、劉宋・南齊・梁・陳の南朝を通じて踏襲される。

〔宋〕元熙二年六月甲子「晉帝禪位于宋王詔策」（丁卯改元永初・四二〇）『宋書』二・武帝紀中

〔齊〕昇明三年四月壬辰「宋帝禪位策命」（甲午改元建元・四七九）『南齊書』一・高帝紀上

〔梁〕中興二年四月壬戌「齊帝禪位于梁王策」（丙寅改元天監・五〇二）『梁書』一・武帝紀上

〔陳〕太平二年十月辛未「梁帝禪位于陳詔策」（□□改元永定・五五七）『陳書』一・高祖上

ところで、さきに引いた「論語」堯曰の咨爾舜章の一説は、東晉以後に出現した偽古文尚書「大禹謨」篇に、舜が禹に言った言葉のなかに分散して見えており、この「魏帝禪晉策」にのみ見える「地平天成」もおなじく「大禹謨」に現われる。そして、この「論語」の一節は、「佚書」つまり東漢以前に傳存していた「尚書」に基づくことも、つとに指摘されている。木村英一譯注「論語」を参照。

偽古文尚書の成立の、とくに「大禹謨」の制作にかかわる時期に重なる、これら魏晉期の詔策のもつ意味、これらはあらためて検討を要する事からである。清・毛奇齡「論語稽求篇」の「允執其中、四海困窮、天祿永終」注を参照。ただし、禪晉禪讓策の「地平天成、萬邦以乂」をとらえた論考は、管見の及ぶところには存しない。ただ、

「爲魏帝禪晉策」を草した一人、鄭沖が偽古文尚書の制作者に擬託されたことは、劉起釭「尚書學史」に詳しい。

14 わずかに一例として、注13と関連して、班彪「王命論」にたいする隋唐期の注解をみよう。兩漢の際、莽新政權から離脱するに当たって、帝堯のあとを祚いだ劉氏が王者の命運をになうものとする受命説を「王命論」に著わして（後二四）漢家の復興を促した。

昔在帝堯之禪、曰「咨爾舜、天之曆數、在爾躬」。舜亦以命禹。

にはじまる一文であるが、『漢書』敍傳上のも『文選』五十二「論」のも、ここの個所で句切って注釋を加える。

〔集注〕師古曰、事見『論語』。

〔李注〕善曰、『論語』文。『尚書』「帝曰、來禹。予懋乃德、嘉乃丕績、天之曆數、在汝躬。汝終陟元后」。孔安國曰「曆數、謂天道也。元后、天子也」。『爾雅』曰、命、告也。

顏師古（五八一―六四五）も李善（一六八九）も、東漢初期の班彪當時の「尚書」が傳わらなかった以上は、「論語」堯曰篇の章句を典故として指摘するほかなかったであろうが、出典の追究に翔實な李善は、さらに「大禹謨」篇のその個所を長文にわたって掲載し、偽孔安國傳をもって引證しているのである。「天下曆數、在爾躬」が、漢魏六朝の歴代の禪讓の策文に見えるなどは無視して、その取意を後出の偽孔傳によって理解したのは、はなはだ便宜的であると言わざるをえないが、それだけにすでに唐代初期からの「偽古文尚書」にたいする權威主義的な所遇のつよさが感得されるのである。

ちなみに、宋・邢昺「論語疏」では、

○注「曆數、謂列次也」（正義曰）孔安國注「尚書」大禹謨云「謂天道」謂天曆運之數、帝王易姓而興、故言「曆數、謂天道」。鄭玄以「曆數在汝身」謂有圖籙之名、何晏云「列次」。義得兩通。

として、鄭玄（一一七—二〇〇）・何晏（一九〇—二四九）と僞孔安國の三解をならべる。『春秋繁露』郊語六十五に、堯謂舜曰「天之歷數、在爾躬」、言察身以知天。今、身有子、孰不欲其有子禮也。聖人正名、名不虛生。天子者、則天之子也。以身度天、獨何爲天欲其子之有子禮也。：

とあるのなどともに、東漢・魏晉の間の經義の多様さを縝密に考察すべきことがらである。

15 筆者は、本稿執筆中、中國に天安門事件が起こった。いわゆる「六・四動亂」である。赴任豫定していた北京の動向を、政府外務省からの情報によってほぼ察知できたが、しばらくして、陳希同北京市長の「報告」、

○關於制止動亂、和平、反革命暴亂的情況報告（一九八九年六月三十日）（日語譯——『北京週報』一九八九年七月十八日別冊附録）

を平靜に読みとり、索引を作つて分析した。戒嚴下の中國では、

○1989、北京制止動亂、平息、反革命暴亂（中共北京市委辦公廳 北京日報出版社、一九八九・八）

○驚心動魄的56天——一九八九年四月一五日至六月九日每日紀實（國家教委思想政治工作司編 大地出版社 内部發行）
を手にし、かえつて後に出版された、

村田忠禧編『チャイナ・クライシス「動亂」日誌』蒼蒼社、一九九〇・八

のもつ資料的價値の高さと情報分析の精覈さを知つた。

「平息」とは、平定息災。「暴亂」をタヒラゲ息滅させること。「平成／成平」もタヒラゲ・ヲサムルこと、名乘りに「平／成」ともにナリ・ヒラのあるゆえんである。中納言朝成ともひら「今昔物語」。

16 劉起釵「尚書學史」六章四節（僞孔氏《古文尚書》在魏晉經學中的地位）のなかで、それが出現した社會的時代的な理由をもとめて、一つは漢魏以來の政權交替に合理的根據を與えるものであったこと。王莽・曹魏・司馬晉が

みな「尚書」に記載する、堯舜禪讓と周公の攝政・踐阼の故事を利用したことへの反動として、新編「尚書」が制作された。焦循「尚書補疏序」の偽孔傳の優れた點七つのうちの最後の第七を劉氏は、引載する。すなわち、

「明堂位」以周公爲天子、漢儒用以說「大誥」、遂啓王莽之禍、鄭氏不能辨正、且用以爲「尚書注」而周公稱王。自時厥後、歷曹・馬以及陳・隋・唐・宋、無不沿莽之故事。而「傳」特卓然以周公不自稱王而稱成王之命、以誥。勝鄭氏遠甚。此「傳」之善、七也。

爲此「傳」者、蓋見當時曹魏馬晉所爲、爲之說者、有如杜預之解「春秋」、束皙等之偽造「竹書」、舜可囚堯、殷可殺益、太甲可殺伊尹、上下倒置、君臣易位、邪說亂經。故不憚改「益稷」造「伊訓／太甲」諸篇、陰與「竹書」相齟齬。又托「孔氏傳」以黜鄭氏、明君臣上下之義、屏僭越、抗害之譚、以觸當時之忌、故自隱其姓名。：

と。その君臣上下の綱常秩序を明確にしたことを指摘する。さらに劉氏の師、顧頡剛の論説を襲いで、偽古文尚書の特點が、堯舜・禹湯・文武周公の一貫した「道」統の中斷ない繼承性を明確にしたこと、なかんづく「大禹謨」一篇において、虞舜が唐堯から受けついだその「道」をねんごろに周到に大禹にむけて傳授するなかで、「人心惟危、道心惟微、惟精惟一、允執其中」四句を傳えたこと、それが近世儒家に吹聴された虞廷十六字であるのだが、そこで堯・舜・禹「三聖傳授ノ心法」「天下ヲ治ムル大法」として頌贊されづつけた。つまり宋明「道學」によって「人心」「道心」十六字から「心傳」の哲理が導きだされた。同様に新出の「晚書」である「太甲／仲虺之誥／說命／旅獒／罔命」などの諸篇も「聖人之眞言」として儒家教義の源泉とされた、と。

17 當時、政府の内閣内政審議室から元號の考案を依頼された人物として、宇野精一・中村元・平岡武夫・目加田誠・山本達郎ら諸氏が、マスコミによって「儒學者」といった時代錯誤の名稱で取りざたされていた。『』とは、瀧

川政次郎（二八九八―一九九二）氏。

なお、「平成」の元號は、故安岡正篤氏（一―一九八三）の考案にかかることが、それを採擇した當時の首相、竹下登氏によって後に示唆された。一九九〇年一月十八日「朝日」紙。

18 岩波新書編集部「昭和の終焉」岩波新書・別冊4、一九九〇・一 とりわけ奥平康弘・青木貞伸の兩氏論文が、本稿に關連がふかい。